

平成31年

第1回市議会定例会 議案第55号

函館市下水道条例の一部改正について

函館市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市下水道条例の一部を改正する条例

函館市下水道条例（昭和49年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「1, 479円60銭」を「1, 507円」に, 「147円96銭」を「150円70銭」に, 「159円84銭」を「162円80銭」に, 「169円56銭」を「172円70銭」に, 「189円」を「192円50銭」に, 「207円36銭」を「211円20銭」に, 「140円40銭」を「143円」に, 「14円4銭」を「14円30銭」に, 「21円60銭」を「22円」に, 「29円16銭」を「29円70銭」に, 「38円88銭」を「39円60銭」に, 「3, 456円」を「3, 520円」に, 「11円88銭」を「12円10銭」に, 「1, 296円」を「1, 320円」に, 「4円32銭」を「4円40銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は, 平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は, 平成31年12月以後の月分として徴収する使用料について適用し, 同年11月までの月分として徴収する使用料については, なお従前の例による。

(提案理由)

消費税法等の一部改正に伴い、下水道使用料について消費税等相当分  
を改定するため